

時の楔通信

第△〇▽号

一九七八・十一

まえがき

「時の楔」通信の出現の契機は、「私」たちを包囲する関係性の切迫がうみだしたパンフ「時の楔」——△〇▽語——に関する資料集——が提起しつつある問題群を、時間性との格闘の中で持続的に展開していくとする過程が示している。

この通信の前史過程には大学斗争を媒介として持続してきた表現媒体、とりわけ五月三日の会通信があることは明らかであり、その二三号、二四号において、すでに「時の楔」通信への転位が、名称や時期は不確定ながらも予感されていたといえよう。

「私」たちは、五月三日の会通信が表現媒体として七〇年代に果してきた役割を十分に尊重しつつも、その発行にかかわってきた人々の主観的努力をはるかにこえた領域で発行の「不」可能性が深化していることを直面に認めなければならない。七〇年代のはじめにおいては、処分と起訴の進行速度に応じて、問題を共に考えようと

する人々がその意味を提起し（その読者が、決して、いわゆる五月

三日の会の会員だけでなく、想像を絶する、さまざまの領域に及んでいることを「私」たちは知っている）、いくつもの応用の武器となってきたが、現段階に至るこの数年間に、前述の方法での掲載と発行だけでは、情況の本質につき入ることが困難であることが明らかになりつつある。

これは、△〇▽の量的増大や多彩さ、という点からではなく、「私」たちは、ここまでつき動かしてきた大学斗争の世界（史）性がこの領域でも問い合わせをつきつけてきている、という風にとらえかえす必要がある。△〇▽——「斗争にかかわりつつ持続してきたいつもの自立的な表現媒体が可視的に終刊と廢刊の危機にさらされており、個々の発行者と読者も自らの位置や問題群の把握と追求の困難さの前に立ちすくんでいる。この危機は、七〇年代の現段階で深刻になっているとはい、七〇年代性だから発しているのではないか。その意味と打開の方向を「私」たちは、さまざまの機会に提起してきたし、これからも提起していくであろう。しかし、だからといって、「私」たちは十分な見通し（方針のみならず発行費用や配布方法も）があるわけではなく、むしろ、他の、どの表現媒体にかかる人よりも不確定であるとさえいえる。

「私」たちは、パンフや通信の発行が、それ 자체としてプラスで

あると考えたことはなく、全てを表現論的にもとらえなおすところから出立しているが、同時に、権力や存在から一瞬ごとに迫つてくるテーマを放置すれば、たちまち、風に散り、忘却されることも味わってきた。△〇▽年をこえて、きざみつけてきた原則や方法を死滅させてはならないし、過去の事実性を完結したもの、転倒不可能なものとみなす一切のものに、戦いをいどむことなしに一瞬も生きていけない、という、うめきの中で「時の楔」を構想している。これらの言葉の飛沫の根源にある、なにものから「時の楔」通信は生誕していくのであるが、その形態や内容や応用に全ての人が前記の位相を媒介して参加しうることはいうまでもない。整数としての号数をたえず、どこかで自由に往還することを前提としつつ、△〇▽号への前史としての△〇▽号を、まず、ここに提出する。

（一九七八年十一月十一日）

（自主ゼミ）実行委員会

（過渡的な連絡先の△〇▽として
神戸市灘区赤松町一一一
（松下 昇 未宇）

本来、この号においては、パンフ「時の楔」の「構成リスト」に、関する註でのべたように、「パンフに掲載しないものを、必要に応じて少しずつでも持続的に掲載し、そのへ資料▽が現在的にもつてある意味に「註」を加えつつ、表現を生かす場の創出に応用していく」方針を具体化したいと考えていた。

しかし、この通信の前史過程からの内容的持続が質量ともに膨大であるため、「構成リスト」に記されているへ資料▽自体の掲載はこの号ではおこなわないことにする。とはいえ、次号以降にまわす、という技術的な意味でこういうのでなく、掲載如何にかかわらず、それぞれのへ資料▽の出現過程やその根拠は正しく同一であり、

「構成リスト」自体も固定化されたものでない以上、この号に掲載していくものも、先の方針の応用であり、深化であることは、みえる人にはみえると確信している。

次に掲載するのは、座標系の媒介としてへ神戸▽地裁における「公判記録の〔抄〕」である。全ての「一」公判過程のうち、まずこれを可視的にしていく意味は、へ神戸▽地裁の刑事公判の公訴事実の総体が大学斗争の提起してきた諸問題を括的にとらえかえし、うるひろがりと質をもっており、公判は未だに検察側立証の投階で、今後の被告側立証も主張に、今後のヶ月を要するであろうから

この公判過程を一つの軸とし、それを媒介に、あらゆる「一」公判過程のテーマ群をとらえることも可能であると考へるためである。

この方針は、今後の作業や討論の過程で、どのようにも変更可能であり、さまざまの意見提出や共斗をよびかける。

「時の楔」通信のこの号においては、先にのべた方針により時間順に〔抄〕の作業（この方法の意味については、一つには紙面や費

通信二四号三〇ページ註二を参照のこと。

二、この日に証言がおこなわれた公訴事実は、昭和四六年九月二二日、松下研究室内部の表現行為に関する事実である。起訴状にある「罪名並びに罰条」の項目には、

- a 建造物侵入　刑法第一三〇条前段
- b 建造物損壊　刑法第二六〇条
- c 暴力行為等处罚ニ関スル法律違反

同法第一条

という記載がある。前記のうち、b、の罪名は最大限五年の懲役に処すという規定があるため、刑事訴訟法第二八九条（長期三年を超える懲役にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷できない）により、松下昇に関する七つの公訴事実を併合審理する場合にも弁護人存在が法的に不可欠になってくる。このことが「一」公判の全过程にもつてくる意味は極めて重要なことで、ここに註をしておく。なお、建造物損壊にあたるとされる行為は起訴状では、研究室の壁面（移動不可能なものらしい）に「六甲空間は世界を包囲する」などと表現したことであり、一方、研究室の扉や机（移動可能らしいので建造物ではなく器物とされている）への表現は器物損壊、つまり、弁護人なしでも審理し得る行為とされているのである。表現の場に対する法の運用が示す紙一重の深淵に何をのぞきこむことができるか？前記のa、b、c、の項目に器物損壊と記されていないのは、cの第一条に包括されているためであることも注意。この第一条には「仮装」の概念がでている。

三、この公判では昭和五〇年十一月十五日の併合決定以降、松下と

用や労力の制約を逆用しつつ、裁判所の作成する表現をとらえかえし私たちの記録としていく試みのためであり、二つには、この方法の底には、膨大に生成するへ資料▽群の原本に出会う条件を開示しつつ、その原本性をどこまでも飛翔させるへ場▽を創出したいといふ情況的情念がある、ということを少くとも記しておきたい。」を

また、五月三日の会通信の二四号までをふくむ七〇年代の表現媒体が「一」斗争過程のどの範囲をどのような位相で掲載しているか、提起し予告したテーマ群を、どのように展開していくのか、が新しい段階でより深刻に問われている。これについても「自主ゼミ」³の主要な課題としてになって行きたい。

一つ一つの日付がへ十▽年を巡礼してきている日々に、そのへ十▽年の世界（史）性を次のへ十▽年に、「あなた」はどのように投げかけ、生死をかけようとするか？

* 昭和五一年九月二一日 第四一回公判記録〔抄〕

（いくつかの註を先に記すと――）

一、実質的な公判としては第四二回であるが、公判調書の作成回数としては第六六回と記されている。このズレの意味については

上原の二名についての審理が進行しているが、通信二三号一ページに記したように、松下と上原の公訴事実はことなつておらず、検察側の立証が進行するにつれて、証人が管理責任者水準（従つて共通の背後関係、包括的なかかわりの証言をなしうる）から、具体的な目撃者の水準に変化し、そのため、一方の被告人の公訴事実の証言が他方の被告人と関連しないと裁判官が判断しうる余地が生じてきた。また検察官は次回以降の竹内、佐古田両証人が二被告の共通証人であるにもかかわらず、上原についての部分を撤回する、とのべた。公判回数からみても、この日をふくめて松下関係のみの証言が六回続き、この日以降、半年以上たつて開かれた上原関係のみの公判でも、この位相が益々深まっていることが示されている。この場合は、公判参加者には証人水準による分離と一応意識されていたとしても、そこにこめられる意味は、その後、法的な審理担当者の思考範囲をはるかにはみだす方向をふくんでいることが明らかにされていく。）

（前回の倉沢証言の続行が十月になり、杉本証人への主尋問が開始された。）

検察官（秋本謙二——前回までの山路 隆は高松地檢に転任したらしい）——〔…〕神戸大学の教養部の事務長をされていた〔…〕（時期は）いつからいつまでですか。

証人（杉本伊太良）——昭和四六年四月一日から昭和四九年三月三一日までです。

〔三〕

検——（昭和四七年二月二七日の供述調書を追認させようとしつつ）

当時研究室には鍵がかかるたんでしょうか。

証——はい、研究室は松下先生に仮処分を決定してから鍵はかけておりました。

検——したがって入口から、いわゆる扉から研究室の中へはいれない状況だったんですね。

証——はい。

〔…〕

検——落書きの内容どういうことが書いてあったかはご記憶ござりますか。

〔…〕

弁護人（河原）——（昭和四六年四月の仮処分決定以後）ずっと異常がなかつたわけですか、九月まで。

証——いや、私、記憶としてはたびたび部屋では学生さんがはいつたかどうか知りませんが、使われるような痕跡はあつたように記憶しておりますが。

弁——それはどこからはいれるんですか。

証——それはわかりません。

〔…〕

被告人（松下）——（研究室仮処分決定に対する異議申立事件の）

国側の代理人でしたか。

証——はい。

〔…〕

被——（昭和四六年七月の第一回公判で）当時民事三部の閔裁判長

が〔…〕訴訟行為のためには学内あるいは研究室に行つてもよいのだという発言をしていたことはありませんか。

証——申訳ございませんが記憶ございません。

被——〔…〕松下昇から（A四三〇号研究室の）鍵の返還を受けたことはありますか。

証——私はございません。

被——研究室内の私物に関して（松下昇に）返還されたかどうか記憶がありますか。

証——わたしのおつたときにはまだ（留学中の教官の研究室に）保管しております。

被——その私物の中に処分に関する書類あるいは民事訴訟などに関する書類があるから返還してほしいという要求が教務部長宛に出されていました記憶はありますか。

証——それはございません。

〔…〕

被——（昭和四六年一〇月五日に撮影された検察側証拠写真をみせて）この際に立会われましたか。

証——立会った記憶がありますね。

〔…〕

被——（事件の九月二十二日と検証の一〇月五日の間に）何か消して書き加えた痕跡があるのですが〔…〕。

証——さあ、そこまで記憶ないです。

〔…〕

検——あなたの理解している範囲では鍵は返してもらつてないからだれかがはいろいろと思えば、はいれたと思うと、こういうことですか。

証——はい。（註——検察側主尋問は、公訴事実の建造物侵入の根拠を解体する方向に共斗してしまっている。）

検——〔…〕その日、現認されたり聞かれたりした範囲でだれが書いたことが推定できただんですか、あるいはできなかつたんですね。

証——それはできません。（註——この事件の全ての罪条の根拠を解体する方向に共斗してしまっている。）

〔…〕

（ここでも先にいくつかの註を記すが――）

一、第四二回公判について、すでにそつたように、通信のこの号からは、公判調書〔抄〕ではなく、公判記録〔抄〕としていく。理由としては、公判調書を基礎として〔抄〕を作成する原則はそのままであるとしても、調書からはみ出す註を遠心的に記す他に、――公判の総体性から必然的に個別の公判に影をおとしてくるテーマ群を求心的にわざかにとも註しておきたいからである。その意味から、この日、被告人、松下昇が法廷へ行くまでに巡礼した法的な関係性を次に記録してみる。

二、この日の午前中に、被告人（松下昇）をふくむ仮装被告（団）

準備手続決定

裁判長

本日不出頭の被告人上原孝仁については訴訟関係人の同意を得て本日の公判期日を公判準備手続に変更し同手続において証人倉沢洋を取調べる旨決定。（後註参照）更

本日不出頭の右被告人上原孝仁については訴訟関係人の同意を得て以後の手続を被告人松下 昇に対する公判期日と併行して準備手続として行う旨決定。（後註参照）

〔…〕

被告人（松下）――前回の証言では松下問題あるいはB一〇九の自主講座の問題について（昭和四六年四月に文学部助手から教養部講師へ昇格後）初めて知ったというふうに証言されておりますがそれではよろしいですか。

〔…〕

証人（倉沢）――B一〇九の件に関しては初めて知りました。（註

――証人は神戸大学の斗争過程について殆んど知らなかつた、大學の広報や速報も配布をうけていたかどうか判らない、などと証言したので、被告人から次に記す質問をおこなつた。）

〔…〕

被――〔…〕（昭和四四年四月に入学した）上原君の年代の人はバリケードが始まった段階では高校生であったわけですが〔…〕それがと比較しまして〔…〕証人は（斗争の原因や経過に關し）知識の量においてはるかに多かつたと推定できませんか。

証――〔…〕それは多かつたでしようね。（註――知識を主体的に深め、自らの内部に生かしてこなかつたことの証言もある。）

被――〔…〕（四月から五月にかけて）B一〇九教室をふくむ場所で〔…〕公開質問状を受取つた記憶ありませんか。

証――あります（が内容は）記憶しております。

被――直接授業を妨害する意図を示した（もの）かどうか〔…〕。

証――記憶ありません。

被――当時、（斗争に参加している）学生の（顔がわかれれば）ただちに保護者に呼出状が出され退学処分を受ける危険性があつた、そのような記憶はありませんか。

証――知りません、私は。（註――管理者の仕事だ、といいた気）〔…〕

被――（この事件当時の受講生が少いことを示しつつ）哲学の履習届を出している学生は〔…〕二〇〇名より多かつたでしょうか。

証――知りません。（…）わたしは知らなくても授業できます。語学と違うわけです。

被――語学以上に哲学は人格と人格の対話であるとすれば、それは困るのではありませんか。（…）（検察官と裁判官が質問を制止する。）

証――やりようによつてはできます。（註――証人の「やりよう」をふくめて、この事件や裁判過程の総体が、△哲学△でもあるのだが、証人こそが最もそのことに無自覚。）〔…〕

被――（検察側の現場証拠写真と広報二八号三ページを示しつつ）〔…〕九時五〇分に堀江評議員から（写真番号六の）最後の（退去要求をふくむ）警告が出され、そのあと写真番号で被告人松下が見えるのは何番目ですか。

証――一六番から二三番です。（註――従つて松下は、退去要求を聞いていない。）〔…〕

被――〔…〕七番の写真をごらん下さい、窓わくの上にだれかおりますか。

被――〔…〕数多く出された公開質問状に對して教授会（や証人）などが回答したような例はありますか。

〔…〕

証――記憶しておりません。

〔…〕

被――（事件当事、教務委員であった）宮田証人の証言内容ですが四三年一二月から本件の四六年九月に至るまで補講の前例はないいかと示しつつ）そういう判断をする能力がないということですか。

〔…〕

証――それはそちらでご判断をなさつて結構です。（ホジれたような笑いを浮かべる。）

〔…〕

被――〔…〕松下 昇の名で九月七日の日付で出ているビラの中に（ある）補講の防衛あるいは粉碎という水準を超えないければならないという内容〔…〕記憶ありませんか。

〔…〕

被――〔…〕（別の人による）「ヘルメット、腹面は非暴力の象徴である」という記載（のビラについて）記憶ありませんか。（註――この時、被告人は、前註三でふれたヘルメットやタオルにふれていたので法廷の参加者の視線は、これに注がれていた。）

〔…〕

証――（好奇心と不安を抑圧しつつ）記憶ありません。

（後註――この日の公判記録（抄）の冒頭に裁判長が二つの決定をしているが、前者は証言開始前、後者は証言開始後に、それぞれ「訴訟関係人の同意を得て」なされている。この日「不」出頭した上原君のその後、昭和五三年二月一六日および五月二十五日の、かれのみが召喚された法廷でおこなつた主張――要点として倉沢証人に対する反対尋問の続行と、松下との、別々の、審理――をふくめて考

きているのならば、もつとも沈黙している人の声を通してききたいし、あなたの存在の被告性からきてるのならば、何年間斗争と生活を共同させようとしていまあなたから最も遠くにいる△対△の声を媒介してきたい。」
①、②、③の方向で提起がしなおされるならば、仮装被告団の何年性のテーマ群を展開しつつ全力で対応するつもりであるが、一年近く経過しても具体的に反応はない。」

は不正確だ、という一言の証言でいいんだけど」と一人ごとのようにつぶやいた。証人は直接の反応は示さなかつたが、証言過程への影響は次の通りである。尋問の言葉は調書よりも原型に近づけた。

(主尋問)

検察官(秋本)——(神戸大学を)退学したのはいつですか、理由は?

(…)

検人(有本好孝、上津港運船内荷役)——四七年ごろでしたが〔…〕理由は別にありません。行きたくなかったから自主退学しました。

検——(四七年三月二日付、三月三日付の供述調書を示して)この末尾の署名指印は証人のものですね。

(…)

証——(前註)——この日の公判は、本来、上原君についてだけの期日であったのだが、予定されている前野証人の都合で延期され、松下についてだけの期日になった。不確定性は期日だけでなく証人にも波及し、昭和四六年九月二二日の事件の立証の切口として準備している。

△共犯△の証言時期をさぐっていた検察側は、この日の直前に、その証人を出すことを裁判所に通告した。被告人は、反対尋問の位相をどうとらえるべきか苦慮したが、というのも、明らかな管理者側、抑圧者側の証人にに対するのとは異った苦痛を、かつての共斗者として相互に抱かざるえないからである。当日、被告人が法廷で待っていると、証人がやってきて、書記官から旅費日当のことについてきかれたのに対し、知らない、とこたえた。この発言は、訴訟費用が最終的に請求される被告人にとってありがたい響きをもつていたので、被告人は証人のそばへ近づきながら、「以前の供述調書

は不正確だ、という一言の証言でいいんだけど」と一人ごとのようにつぶやいた。証人は直接の反応は示さなかつたが、証言過程への影響は次の通りである。尋問の言葉は調書よりも原型に近づけた。

検——(主尋問)

検察官(秋本)——(神戸大学を)退学したのはいつですか、理由は?

(…)

検——(前註)——この取調べの際、強制的に供述を求められたということがありますか。

(…)

証——多少ストーブをたき過ぎて暑く居心地が悪かったとか、(供述に)いい加減なところがあつたのではないかと思います。

(…)

検——証人だけが研究室にて落書きしたのですか、それとも他にだれかいましたか。

(…)

証——私はいましたが……

(…)

検——(主尋問)

検——証人以外いたのかどうか。(くりかえす)

(…)

証——(答えず)

(…)

検——(主尋問)

検——(主尋問)

証——そうです。

(裁判官が合議し、その後、訴訟関係人の意見をきいたので、被告人から少くとも思想、良心の自由の原則から、しいて答えさせるべきでないと主張した。)

裁判長(荒石)——答えたくない理由は何ですか。

証——〔…〕自分のやったことはやつたことでいいのですが、他の人に関連してくることは、その人に不利益を及ぼしますから。

(…)

検——(四六年十月一四日付の現場検証写真十三枚を示して)〔…〕証人が書いたのはこれですか。

証——〔…〕自分のやつたことはやつたことでいいのですが、他の人に関連してくることは、その人に不利益を及ぼしますから。

(…)

検——(四六年十月一四日付の現場検証写真十三枚を示して)〔…〕証人が書いたのはこれですか。

証——〔…〕自分のやつたことはやつたことでいいのですが、他の人に関連してくることは、その人に不利益を及ぼしますから。

(…)

検——(四六年十月一四日付の現場検証写真十三枚を示して)〔…〕証人が書いたのはこれですか。

証——〔…〕自分のやつたことはやつたことでいいのですが、他の人に関連してくることは、その人に不利益を及ぼしますから。

(…)

検——(四六年十月一四日付の現場検証写真十三枚を示して)〔…〕証人が書いたのはこれですか。

証——〔…〕自分のやつたことはやつたことでいいのですが、他の人に関連してくることは、その人に不利益を及ぼしますから。

(…)

検——(前よりも力をこめて)はい。

証——〔…〕

検——証人が取調べを受けた四七年三月ごろの記憶と現在の記憶とは四七年当時の方が現在より記憶が鮮明かどうかはいえますか。

証——(答えず)

検——質問の意味はわかりますね。

証——答えねばなりませんか。

裁——答える必要がある。

証——答える必要はないと思いますが。(…)

(…)

弁護人(河原)——検事の調べの四七年三月二日、そこで証人がどういうことをいったか殆んど記憶にないんですね。

証——〔…〕

弁——だから当時本件について今より覚えていたかどうかもいえな

いわけですね。

証——〔…〕(註)——これによって、検察側の立証方法は、この証人についてだけでなく、一般的に破産していく。

(反対尋問)

被告人(松下)——〔…〕当時、証人が私や他の人達と話していて

(供述調書にある水準での)「落書き」という言葉が使われたり、「落書きしよう」という提起が出てくる雰囲気が(斗争過程全体で)ありましたか。それとも取調べの段階で「落書き」という言葉が出され、つい「落書き」という言葉(用いた供述)が出現したのでしょうか。

証——〔…〕はい、そういうことです。後者です。

被——〔…〕(註)——「だれかが落書きしに行こうといった」という供述(およびその水準の供述総体)は正確とはいえませんね。

証——〔…〕

なつて上原君や私といたわけではないのですね。

証——はい。（註——これによって立証範囲や、起訴状にある罪条

の一つ、暴力行為等处罚ニ関スル法律第一条の「多衆ヲ仮装シテ

威力ヲ示シ数人共同シテミニノ罪ヲ犯シタル者」は解体している。）

〔…〕

被——（四六年九月七日の事件で他の人より早く釈放されたことに

関して）その違いを疑問に思つたことはありませんか。

証——それは調書が取れたということだと思います。（註——その

後の事件についても取調べに協力させられる前提となつた。）

〔…〕

被——証人の父は〔…〕警察関係の人と親しい位置にある職業です

か。

証——かつてそういう職業についていました。

〔…〕

被——（警察からの出頭要求に対しても）証人はそういう供述は拒否

できるのは知つていましたか。

証——知りませんでした。

〔…〕

被——身体的には拘束されてなくとも、心理的には拘束されていた

のではありませんか。

証——（答えず）

被——何日も呼び出され、何時間も供述して早く帰りたいと思いました

したか。

証——勿論早く終ればいいと思いました。

〔…〕

裁——証人が部屋に入った時、他に人がいたかどうか覚えていな
いですか。

裁——落書がかいてあったかも覚えていない？

証——はい。

裁——「何回か部屋を出たり入ったりした」（註——供述調書）と
いうことは？

証——覚えていません。（註——立証の切口が無効になつたことに

シヨックをうけた検察官は、次回公判の開廷前に、弁護人に「前

回の証人は全くヒドイ」と半ば自嘲気味にい、被告人が「別に

威迫したわけではありませんよ」というと、「そうだろうけど、

義理立てしやがって！」とボヤいていた。）

（後註——一二月九日には、一月一六日に引き続いで八神戸八地
裁だけでなく、八徳島八地裁でも公判が予定されていた。この偶然
とみえる期日の一致のむこうには、この段階における「一公判の

ひろがりにもかかわらず、その総体を八年性の自己証言をかけてか

かわること——それ自体、「自主ゼミ」の極限的テーマの一つにな

りつつあつたが——の困難さがひろがつてている。一二月六日に京大

教養部八ゼロックス室八で開かれた拡大自主ゼミにおいても、こ

のテーマは十分に公開的に対象化されることのないまま一二月九日

に各々の参加者がかかわることになるのであるが、そのくいちがい、

とらえ方の位相が、情況のとらえ方の怖るべき正確な喻になつてい

ることは指摘しておかなければならぬだろう。関連する表現群は

全て、「時の楔」——八八語に關する資料集——に収録する過

程において、八ゼロックス室八をふくむ「自主ゼミ」空間におかれて
いるので、ぜひそれに出会い、共に考えていただきたい。）

〔…〕

檢——あなたはすでに、たまごを投げられたというふうにいわれた
んですけど、たまごということがどこからわかつたんですか。

証——〔…〕それ以前に私の周辺にすでにたまごという言葉が上が
つていたという記憶があるからです。（註——八八語に關する資料集——に収録する過

程において、八ゼロックス室八をふくむ「自主ゼミ」空間におかれて
いるので、ぜひそれに出会い、共に考えていただきたい。）

〔…〕

檢——結局両手で受け止めたんですか。

証——〔…〕思ったようにまっすぐ飛んでこないもんとして、手の
ひらの下の部分（に当つて）〔…〕飛び散りました。

〔…〕

檢——たまごの件に関連して（一しょに警備していた）吉安先生と
話された記憶がありますか。

証——ドイツ語の先生〔…〕（のそばに）立っていたのが不覚であ
離れていたということもなかつたと思います。

〔…〕

（反対尋問）
弁護人（河原）——（B一〇八の前の）広場の形はどういうふうに
なつてゐるんですか、四角とか円とかでいつたら。
檢察官（秋本）——〔…〕B一〇八教室は、二月一五日当時、後期
末試験場になつていたんですか。

証人（柳川高明）——神戸大学教養部助教授、数学担当——はい、
なつていました。

〔…〕

檢——（試験の警備をしている時）〔…〕何か変わったことがあつ
たんでしょうか、あなたの自身について。

証——〔…〕松下氏にたまでを投げられたということは覚えており
ます。

〔…〕

弁——〔…〕（警備の）要請というのは（註——直前の証言で、警

求を却下するか、憲法三七条を媒介して公訴棄却に反映させるべきだとのべ、裁判所は調書の採用を留保した。」

(主尋問)

検察官(秋本)——証人は昭和四六年五月一九日D三〇七教室で倉沢講師の哲学の授業の警備に当った記憶がありますか。

証人(前野繁)——教養部教授、英語担当)——はい、あります。

〔…〕(検察官はかつての供述調書を手がかりにして上原の行為を確定しようとするが、記憶ない、という証言が多い。ただし負傷については、くわしく証言した。)

検——証人自身は、その時ピケを張つていてけがをしたことはあつたのですか。

証——左手擦過傷を負いました。(…)(また)宮田教官が傘で殴られたと思いました。

〔…〕(註——その間、上原を確認していない。)

(弁護人に聞く被告人の反対尋問)

被告人(上原)——倉沢(哲学の)授業をどうするかという問題で〔…〕運営委員会が学生の意見をきこうとしたことはありますか。

証——学生委員を通じて自治会の意見を聞くことはあります。

被——〔…〕(当時)教養部自治会は存在していましたか。

証——記憶にありません。(註——存在しなかつたこと、意見をきかなかつたことを示す。)

〔…〕被——(授業のあり方について学生の意見を制度的にもきくことをふくめて昭和四年五月に作成された)教養部改革試案が(現在

されずにはいない。)

——正確には二月一九日付)でありますか、當時、正確に述べましたか。

証人(吉安光徳——神戸大学教授、ドイツ語担当)——はい、すぐ後でしたから間違いないと思います。

〔…〕

檢——(二月一五日に、B一〇八教室へ試験監督に行つた時)(…)

廣場に機動隊がいたことは覚えてますか。

証——はい、覚えています。(…)(註——学生がいなくなつた(…))

学費値上げ反対、試験粉碎を叫ぶ数百のデモをジュラルミン橋で

追いからし、逮捕した行為を、証人はくりかえし、このような自然現象ないし自發的行為の言葉で証言した)(…)(…)(…)

地下から上つてくる階段の近くで松下氏を見ました。

〔…〕

檢——松下はどうしていたのですか。

証——〔…〕歩いて私の方へ来ました。(…)(註——私はしばらくヨーロ

ッパに行っていたので、〔…〕松下氏も懐しく思つてくれたのだ

と思つたのです。(…)(…)(…)

当りました。(…)(…)(…)

卵でした。(…)(…)(…)

首筋までビショツとなつた

のを覚えてます。

〔…〕

檢——松下は歩きながら投げたのですが、立止つて投げたのですか。

証——見えありません。(註——「無」數に舞つている卵に、相対

性理論をこえて自ら衝突してしまつたのだから当然である。)

性理論をこえて自ら衝突してしまつたのだから当然である。)

(前年一二月二三日の公判に続く、卵を媒介するへ、焼事件についての主尋問)

検察官(秋本)——〔…〕検察官調書が四七年一〇月一九日付(註

まで)廃棄されたということはきいていますか。

証——きいたことありません。

被——本件の時点では改革試案の内容はまだ生きていたのですか。

証——(答えず)

(後註)

〔…〕

一、公判調書には、被告人の質問のうち、検察官が異議を申し立てた部分が、かなり省略されている。これ自体は原則的に不当であり、自主ゼミの水準で公開可能であるが一方、「からかっている」とか、「関連がない」と表面的な次元でくりかえし検察官や裁判官にいわせてしまつ反対尋問の仕方と被告人の表現の根拠が、全てを相手の責任にしてしまうことの不可能な位相で逆に審問されてもいる、という関係をみきわめる必要はあるだろう。

二、一九七〇年代のこの段階で、証言の意味、とらえ方が深刻に問われてきている。法廷において、斗争を圧殺してきた証人を追求し、斗争の正当性を提起していく証言をとすれば、斗争が表面離^vを転倒する仮装証言^vの試みが現在も続々、さらに法廷の証言にとどまらず、自己にとつての法廷のあるなしにかかわらず、それらを総体として無視し得る程の、逆にいえば、その実現なしには法廷での証言が意味をもたなくなつてしまつ程の、存在の間の領域の当事者と関係性の証言^vが不可避になつております。

「その統一的な追求がない限り、いかに法廷で自らの論理を駆使して相手を追いつめているつもりでも、必ず、その虚しさに報復

の参加者の存在するへ (焼) 広場で。一つ、エピソードをつ
け加えると、当日、被告人を現行犯逮捕した警察官たちのうち、この事件で現行犯逮捕の状況を証言した者は一人もおらず、それのみか、その警官の一人は、逮捕後、もし犯人なら必ず逃走の気配を示すのが自分の経験からあるのだが、あんたは、その時、少しもあわてなかつた。教官たちの、あいつだ、といういい方を信じたのがまちがいだたかもしれない。と被告人に語つたことがある。)

*公判期日から最も遠い 審理についての記録〔抄〕

(y) を併合的に提出(通信二四号を添付)

十月二十五日 についてのみ却下決定
十一月一日 判決(昭和五二年(あ)第一八五号)

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

これまでの〔抄〕は、神戸地裁における公判記録〔抄〕として連続させてきたが、この項目では、公判に深く関連はしており、公判の本質を最終的に鮮明に開示するにもかかわらず、公開の法廷でおこなわれないために、又、私たちが記録にとどめようとする努力を放棄すれば、たちまち消えさせる位相のものであるために、この通信においても可能な限り掲載していくが、それはテーマ総体の一断片にすぎず、全てを開示していくためには、「あなた」との共斗が不可欠である。

☆卯裁判の上告過程 における表現系断片

(これまでの経過については、通信二四号の三五と三七ページ参照)

一九七七年

十月四日 判決宣告期日を十一月一日とする通知(第三小法廷)

十月一四日 (忌避) 申立(x) と判決宣告期日取消要求

昭和五二年一一月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官環 昌一

裁判官 天野 武一
裁判官 江里口清雄

されてきていませんが、その理由について説明を求めます。

なお、

一、少くとも一九七八年三月三〇日と付の

（一）岡山地方裁判所へて文書（提出過程を一〇三被告団と

に委託）の原本を貴府をふくむ関係性が受理し、その生命を生かしたのちに納付し領収が可能であること。

二、もし前項の実現以前に、すでに貴府が、八三九、二七四円をどこから受けとっているのであれば、提出者へ返還したのち、納付条件の創出に共闘すべきであること。

三、・・・・・

を強調します。

一九七八年四月九日と四月二十四日と

（松下昇と未字）

をふくむ仮装被告（団）印

（一）岡山地方検察庁と御中

昭和五三年四月二七日

岡山地方検察庁印

松下昇殿

訴訟費用の納付について（回答）

貴殿の訴訟費用三九、二七四円の納付の有無について、本日照会がありました。同訴訟費用は昭和五三年四月五日当院に納付されております。同訴訟費用の領収証書は同日片山恵子氏が受領されて

子Vが四月五日に納入した罰金一万円（正確には、労役日数に一、〇〇円をかけたものをさし引かれている）によって釈放しより深い労役を強制されつつある。

片山恵子と「一〇三」斗争との関連については、別の機会に必然的に論じることになるであろうが、訴訟費用との関連で、「一〇三」斗争の公判に関する訴訟費用は、ある段階から相互に分離させられて進行していったため、八三V名の被告のそれについての訴訟費用の納付の根拠と実態が、だれも把握していない、という重要な事実性を付け加えておく。これを把握していく、新たな共同性の創出の象徴として、片山恵子のヴィジョンが真に出現していくであろう、ということも。

訴訟費用について、これまで「卵」裁判に直接不可分にかかわっている経緯を媒介してのべてきたけれども、さらに、仮装被告（団）が一九七〇年代に出会ってきている訴訟費用の問題にふれておかなればならない。本来、訴訟費用という場合、国家がしいてくる法的手続に対して被拘束者と被告とその関係性がいられる支出の總体としてとらえるべきであり、それについて、いつでも論じうる条件はあるが、ここでは、最もせまい意味で、裁判確定後に要求されてくる訴訟費用についてさえも、次のように重要な事例があることを記したい。

その一一（卵）裁判の被告側（証人）申請リスト（通信二二号一二と一三ページ参照）の中に、昭和四七年四月二十四日、名古屋地裁第十一号法廷南側構内に出現した「鶏卵大の石」を契機として法廷内の被告たちと相互に分離されたまま、懲役六月、執行猶予

いますので、回答します。

以上の二つの文書から少くともいえることは、検察庁は仮装被告（団）の問い合わせを全くとらえずに回答してきていたこと、納付条件の創出は同一金額の国家からの奪還と同位か、それ以上に困難かつ必要だということであるが、それでも、片山恵子とはだれか？これを明らかにしていくために、前出文書に出てくる

（一）岡山地方裁判所へて文書の内容

に出会わなければならない。しかし、これは提出過程を委託された一〇三被告団との困難さの「うみ」の底に沈んでおり、それをとり出そうとする努力の過程でしか開示し掲載はできないが、その内容が、

一、「卵」裁判の再審請求と関する審理の完了後に、訴訟費用の検察庁への納付が可能になる。

二、過渡的な納付がありうるとしても、前記の再審請求と表現の提出主体であり、かつ本件に関する押収品「ハンカチ」の受取付のため裁判所へむかいつある片山恵子と媒介していく。という位相を貫いていることは仮装被告（団）の責任で提起していく。そして、検察庁の文書にある片山恵子と、仮装被告（団）の文書にある片山恵子との活差、それを止揚し切れないでいる現状こそが、最悪の、いや最悪をさえ下まわる程の水準での納付という行為を結果させたといえる。冒頭の個所でのべた坂本氏は、前記の落差を止揚し切れない仮装被告（団）の現況によって、四月一日から労役場に留置され、その意味を逆にとらえた（検察庁水準の）八片山恵子への委託の試みが現在まで持続している。

その二——昭和五一年度の京大教養部自主ゼミは、参加者の討論によってヘドイツ語の成績評価を制度上の担当者である池田浩士助教授から解放し、その段階の卒業予定者と在学生の八相互評価Vとして記入し提出していくことを確認していた。この作業は「松下昇と未字」を担当教官とする昭和五二年度自主ゼミの実現を教授会に要求する過程で学外者をふくむ「自主ゼミ」実行委員会の責任で展開されていた。ところが、太陽油脂に就職の内定していた卒業予定者の一人、村田清君（現住所：東京都杉並区本天沼一一一四一六）は、三月下旬になつても単位が出そうにないことに恐怖して、父親の隆次氏と共に池田氏の自宅を訪問し、池田氏から成績評価は自主ゼミ参加者に委託してあるということを聞くと（これ自身すでに村田君は討論過程で熟知していたはずであるが）、その後に、自主ゼミの人たちが自分については例外的に（）卒業を認めてくれた、というハメ証の電話を池田氏におこない、池田氏は、それを信じて（と、池田氏は、のちに自主ゼミ参加者に証言しているが、ここには大きい矛盾がある。八

相互評価▽の原則を数年間の活動から実践している自主ゼミ参加者が、村田君についてだけ例外を認めるはずがないし、池田氏は村田君の証言を公開の自主ゼミで再検討する責任があった。) 学外の自主ゼミ参加者が自主管理している成績表とは別の(／＼)、教官に予備として与えられている成績表に記入して村田君を卒業させてしまったのである。「自主ゼミ」実行委員会は昭和五二年四月以降にこのことを知り、村田君に対しても文書、電話などで質問し、かれは虚偽の証言や教官との秘密交渉で卒業したことを認め、この件についてレポートを書き続けて行くことを約束した。本来、△相互評価▽とは、卒業後も単位制を媒介する諸テーマにかかわり続けていくために、卒業生が在学生の成績評価に責任をもち、その度合だけレポートと出席をふくむ自主ゼミへの参加が要請されていたのであるから、「自主ゼミ」実行委員会は、かれの約束を信じて待った。しかし、その後九ヶ月、何の連絡もなく「自主ゼミ」からの電話に対しても家族だけが出て、本人は不在とこたえて切るようになったので、ついに、十二月一五日、「自主ゼミ」実行委員会の一人が上京して職場のかれに連絡し、驚いた村田君は、約束を守らなかつたことをわびると共に、夕刻、東京駅で待っていてほしい、といった。約束の時間をはるかにすぎてもかれは現われず、自宅をさがして訪問すると、元特攻隊員と称する会社重役の父親が、金を出せというのか、息子はない、脅迫するなら告訴も辞さないし、この場で切つて捨ててもよい、と日本刀で△脅迫▽したのである。「自主ゼミ」提起者は、忍耐づよく討論を続け、その後も数回にわたって家族総体との自主ゼミを開催した。とりわけ一九七八年三月三一日付の村田隆次

求釈明文書の受理を拒否したことがあるし、同位相の対応は、現在の名古屋地裁の吉田誠吾裁判長にもみられる。一方、裁判所は思いがけぬ、無意識のユーモアももつてゐるらしく、「卵」裁判の上告審判決に添付されている被告人の上告趣意の筆写に際して上告表現の中の仮装被告(団)は一つ残らず、「仮装被告(國)」と筆写しコピーされているのである。この原本ないし原表現を、今すぐに「あなた」に開示できないのは残念であるが、ともかく国家は、ある偶然と必然によつて、自らを仮装被告であると判断しつつあるといえよう。いや、いわせていかなければならない。

そして、この努力の過程で、私たちは相互に、まだ出会つたことはないが、確實に何かを共に創出する関係性としての仮装被告(団)に出会つてきていた。この意味を、訴訟費用の問題を媒介して語りたい。一九六九年四月二八日の首都における斗争で起訴されたのち、困難な問題を一つ一つ切り拓きながら国家への表現を持続してきた(永里繁行)を含む仮装被告(団)に対し、昭和五三年二月一〇日付で最高裁第二小法廷は上告棄却決定を、二月二七日付で△「異議」△申立棄却決定を出した。(三月四日付で訴訟「費用」の負担を命ずる「裁判」の執行免除の申立書を東京地裁から回送された最高裁第二小法廷は、どういう△▽の魔力に魅せられたのか、「本件では各審級あなたに訴訟費用の負担を命じた事実はありませんので」△という三月八日付の符箋をつけて申立主体に返送してきた。一審判決ではつきりと訴訟費用の負担を命じているにもかかわらず、である。返送した最高裁第二小法廷の担当者は、もしかしたら、仮装被告(団)を、仮装被告(國)とよみとった第二小法廷の担当者と同△▽であ

(父)あての戦争体験△戦後体験の振幅で論じられた村田問題レポートは、単位制の解体へむけての必読表現であるといえる。この三月段階に訴訟費用の問題が情況の枠につきさらうとしている。「自主ゼミ」参加者が生きている、さまざまの領域で宙吊りになつてゐる△木の葉▽△給料▽の△▽部、△患者▽へのお見舞、教科書——生物学やドイツ語——の印税、村田君が送ると約束した自主ゼミからの連絡費用△を運動させるためにも、梶愛一郎気付△「自主ゼミ」実行委員会は、村田君あてに、「卵」裁判の訴訟費用と△同額▽の△三九、二七四円▽を送り、あなたの△一行の詩▽と共に松下昇氣付△「自主ゼミ」実行委員会へ送つてほしい、という提起をおこなつた。何かの座標系が転倒したと感じた村田君の父は、うろたえつても、息子は今、新婚旅行で海外△ヨーロッパ△にいつてゐるから渡せない、と△「自主ゼミ」参加者の職場をしらべて電話し、六月一五日付で△「清留守につき」という△一△行と共に△三九、二七四円を発送人あてに返送してきた。この経過の總体を自主ゼミの△年間との関連で、どのように転倒していくかが、△「自主ゼミ」参加者全てにとつての重い課題であろう。△八・二八△付の△「自主ゼミ」参加者氣付△森川佳津子△から村田清の配偶者である△村田順子△あての提起△一〇三出版△による、応用のためのマス・プリあり△は、この課題をひきうけていく重要な突破口を切り拓いている。

その△△仮装被告(団)△△という表現は、一九七〇年代の、とりわけ各地と各段階の裁判所が、不安といら立ちをもつて眺めてきた概念である。かつて神戸地裁の山下鉄雄裁判長は、「仮装被告△(団)△△などというものは存在しない！」といつて、この名称による

決 定

申立人 永里繁行

右の者より、当裁判所が申立人に對し昭和五一年二月一八日言渡した児器準備集合、威力業務妨害被告事件判決の訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行として東京高等検察厅検察官の命により同院検察事務官が昭和五三年五月二日付でした納付告知及び同月一五日付でした督促処分に対し異議の申立があつたので、当裁判所は、その理由あるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

右判決の訴訟費用負担を命ずる裁判の執行として東京高等検察厅検察官の命により同院検察事務官がなした前記納付告知及び督促の処分を取消す。

昭和五三年 六月一六日

東京地方裁判所刑事第一部

裁判長裁判官 森岡 茂
裁判官 谷川 克
裁判官 須田 研

☆実刑について

実刑について、いま、何かを記すことが可能であるとして、また

それをさまざまの位相に飛翔させつつ論じることや「国外」釈放という超法規的措置を国家にしていくことが必要であるとして、忘れてはならないのは、この瞬間に実刑に服している膨大な人たちの、実刑について何かを語る条件のないままに耐えている日々や、それを媒介として生じている、この社会の欠損總体の重さであろう。(通信二四号三七ページで言及した久住君は九月四日に出所する瞬間に、「ヒマワリのタネ」に面会し、もっている。)

「卵」裁判の一審判決、二審判決における執行猶予の発想を、権力のとらえている実刑概念の裏がえしとして私たちは批判してきた。また先述の「一〇三」公判の罰金刑の延長に労役場への留置があり被告団の現状から、より深い労役者が開始されたこともべた。

以上の二つの方向性で示した領域に、さらに次のいくつかのヴィジョンを加えておきたい。

昭和五三年四月一三日付で、「研究室」公判に関する上告棄却判決が出た。そこには裁判所が筆写した上告趣意が添付されており、その水準で、「自主ゼミ」実行委員会は、かつて一九七七年九月九日付で提出しておいた自らの表現に再会したのであるが、それはまるで「獄」中からの表現のように思われたので、その後の部分をここに掲載しておく。

(控訴審判決の批判と、裁判所が気付かないヴィジョンの列举一
一略)

ハこのようなヴィジョンは、さらに列挙することが可能であるが、重要なのは、法と國家が、このような位相の共斗から決して逃亡することができないということである。権力性の守護者たちは、法をかり、法を無視さえして、正当な提起をしりぞけ、処分や処刑を追分をここに掲載しておく。

い意味では、起訴と公判に至らない過程での押収品問題、例えば、昭和五二年十月十四日第四回公判記録(抄)の註三に記したへ

ルメットとタオル(押収時は昭和四五年大津橋事件)

昭和四八年四月一三日徳島大学学生会館前の古本市からの本とをふくむ生活必需品

昭和四八年五月十二日×一〇三×教室からのこたつブトンをふくむ▽焼用具

昭和四八年六月二〇日、二八日の竹本問題に関する全国的捜索時の▽▽焼素材などの押収と返還過程をふくめて、「押収」

の本質について全面的にとらえていく必要があるが、それは、当事者である「あなた」の作業に期待しつつ、ここでは、「卵」裁判における唯一の押収品としての「ハンカチ」を媒介に、いくつかの経過を記すことにとどめる。

本来、この「ハンカチ」は、昭和四九年四月一日の事件に関連して松下昇が四月二二日まで監置されて刑務所から出てきた直後の令状逮捕時に押収されているものであり、事件発生と押収の間に三週間の時間が流れ、その間に、「ハンカチ」のさし入れ、房内での使用との可能性があるにもかかわらず、犯行の物証として、「ハンカチ」に付着している「汚れ」を「卵」と結びつけるために押収がおこなわれたのである。奇妙なことに、「卵」そのもの、ないし、「卵」の殻は、裁判の中で全く出現せず、一審判決の中の証拠欄目には、ハンカチ一枚、とあるものの、事件との関連は何一つのべられていて、「汚れ」の鑑定もおこなわれていない。このような前史をもつ「ハンカチ」は、七十年代のさまざまの光景を舞う「ハンカチ」群と共に、「一公判」と「一過程をつづんでいるのであるが

☆押収品還付過程について

確定判決が出たとしても裁判過程が終らない事態については、訴訟費用の問題についてのべたが、押収品についてもそうである。広

昭和五二年十二月下旬に岡山地裁から松下あてに受還付の意志があるかどうかの問い合わせをしてきた。情況のノ年性をとらえる喻としての「ハンカチ」の運動を最大限に生かすために、松下は、昭和五

三年一月八日付の岡山地裁あての委任状で還付をうける代理人を「片山恵子」に委任した。岡山地裁は前記委任状にもかかわらず、

三月九日付の書留で松下へ送付したが、これは「未」開封のまま、

四月三日付で「一〇三被告団」に巡礼している。これは前述の

三月二〇日以降の「卵」裁判の訴訟費用や「一〇三」公判の罪金の納付の前提条件として重要な意味をもつてくるが、他の重要表現と共に、国家より深い闇の中にへ押収され続いている。

いうことは強調しておかなければならぬ。

このような視点から、「卵」裁判の最高裁判決（昭和五二年一月一日）に対して、

刑訴法第四一一条一、三、四項（法令違反、事実誤認、再審請求

事由相当）

同第四一二条、同第四一三条（移送と破棄）

憲法第三十二条（裁判を受ける権利）

を媒介しつつ、一九七八年三月一日付で「再審」請求表現が作成された。請求の理由を要約すれば、

a、「一〇三」公判の「上告に対する「判決」へからの「証言」が本件上告の「前」提の \leftarrow つであつたが、この「判決」はない。「一〇三」公判に対して本年二月一五日付で上告棄却決定が出されたが、 \rightarrow 「上告主体は、あえて「異議申立」などの方法をとらずに審問的・問題に立ち向つてはいる。この意味の總体を審理の「前」提とせよ。

b、「本件の一九七七・三・十付の「趣意書」原本群に添付してあるヒマワリのタネは、まだ刑務所をふくむ暗闇に留置され続いている。

この段階で、とりわけ刑事公判が第一、二、三審をへて確定しつつあるという情況が、「再審」請求の必要を強めており、さらに、この「再審」の意味が、たんに裁判所に對して向けられているのみならず、大学斗争のテーマ群を制度との対決の中で持続的に追求する「自主ゼミ」を否決していく大学当局や、存在的圧殺をおこなつてくるか、P、T、L、M的領域の関係性に對して向けられていると生き始めるために。

☆ 再審 請求について

（自主ゼミ）で開示可能）

という点からだけでも本件上告の審理開始さえ「不」可能という指摘をふくむ。

この「一九七八・三・一」と表現は、それ自体が、まだ最高裁にとどいていない。次に掲載する「註」を参照してほしい。さらにおろくべきことは、この「註」の原本自身も、その中に記されている表現群の宙吊りの原因と同じ位相の、より深い困難さの宇宙に浮かんでいる。「あなた」は、それに出会うことができるか？ ほんとうに生き始めるために。

再審請求に関する「註」

（岡山地裁昭和四九年判決第二二二号

（広島高裁岡山支部昭和五一年（う）第八一號）

最高裁昭和五二年（あ）第一八五号

九七八年三月三〇日付の
（岡山地方裁判所）とあっての文書原本の受理と審理過程を明らかにしていく必要がある。
以上を「前提」としつつ、本件の再審請求の理由について、次の「註」をおこなう。
①これまでの「判決」は、被告人の複数性、その眞の行動と存在様式について全く審理していない。
②本件の「一人だけの被告人とされている松下 昇の本件発生時刻の行動と存在様式について、本件成立の可否にかかわる重要な証言へその一部は、本件の上告趣意表現に併合されて提出されている」の持続し追求を裁判所はどの段階においても放棄したままである。

③本件の被告人を松下 昇とすること自体が△錯誤であることがより深く立証されつつある度合いだけ裁判所は、立証の怖しさから逃亡している。強調しておくが、再審請求の主体は被告人とされている松下 昇の無実を主張しているのではなく、逆に、例えば本件発生時刻に△Vと△Iと共に油コブシの方向へとしていた（前記証言の基礎）ことの意味が、なぜ、この世界を破碎するほどの△をふくむにもかかわらず罪に問われようとしているのかと問いつつあるのである。

再審請求表現としては、すでに「一九七八・三・一」付で「最高裁」とあてに文書を作成しているが、その提出過程が、本年四・一・四・五の岡山刑務所労役場における「審理」の未字性のため宙吊りにさらされている。△事実△性の追求に関しては必要に応じて提起していくが、貴地裁としても、本年三月二三日に貴地裁へ、本件に関する押収品（岡山地裁昭和50年第30号）の受還付に出席した（片山恵子）との対応過程、その後の経過を把握し、（片山恵子）が、その提出を委託されていた、本件申立人からの△

